

○厚生労働省告示第七十八号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項及び第三十一条の三第三項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

第三条第二項中「老人保健施設の入所者」を「施設入所者」に改める。

第十九条第一項中「場合」の下に「その他別に厚生労働大臣が定める場合」を加える。

第二十条第三号ホ及びへを次のように改める。

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならぬこととし、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

へ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、別に厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、別に厚生労働大臣が定めるものについては当該別に厚生労働大臣が定め

るものごと一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

第二十一条第三号ホを次のように改める。

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならぬこととし、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。